

地域で地域を守る 共助の取り組み

想定を超えるような災害や突発的な災害が発生した場合、役場や消防署だけでは十分な対応ができない場合があります。

そこで、地域で互いに助け合う「共助」による地域防災力の向上が重要となります。5月7日(日)に山之口自主防災組織主催による危険個所調査が行われました。

今回は、震度5強の地震とそれに伴う津波を想定して各班ごとに室内検討をしたあと、話し合った結果を発表して自治会内での危険個所を共有し、避難ルートなどを確認しました。



堀ノ内 洋 自治会長
(山之口自治会)

山之口自治会：世帯数 53世帯
人口 117人 75歳以上 34人小学生以下 6人

堀ノ内洋自治会長は、「自治会内に75歳以上の方が約3割いるが、昼間は若い方が仕事のため高齢者の割合が多くなる。一人暮らしで近くに家族のいない人を把握して、避難のときは声掛けをするなどお互いに助け合うことが大切だと感じた。次は、台風や火災といった災害も想定しながら自主防災組織の活動を進めたい」と話されました。

①班に分かれて
ワークショップ



②話し合った結果を
各班ごとに発表



もしもの災害に備えて いまできることは

家などの個人財産が被害にあった場合は、所有者が復旧することになります。

各保険会社で風水害や地震などに対応する保険が準備されていますので、それらに加入するなどの備えも大切です。

また、台風通過後に町が災害調査に回りますが、これは住宅や農産物などの被害状況を国や県に報告するための調査で、ガレキの撤去や処分、保険請求等は各自で行うことになります。

建物等が損壊し、保険請求する際に罹災証明書が必要な場合は、総務課、支所住民生活課で発行しています。

住宅地の崩土除去 に対する補助金について

台風や大雨等で住宅地内に崩土(家の裏が崩れたなど)が発生した場合、除去に係る経費の補助があります。

崩れた土砂などを撤去するための補助金なので、住宅の修理代等は補助の対象外となります。

・外注工事については工事費の3分の1以内

・直営工事については、機械借上費の3分の1以内
いずれの場合も1件につき上限13万円

詳しくは次の課へお問い合わせください。

総務課：☎22-0511
住民生活課：☎25-2511

